

議案第二号

港区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区事務手数料条例の一部を改正する条例

港区事務手数料条例（昭和三十三年港区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「左に」を「次に」に改め、第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十四号中「前号の」を削り、同号を同条第十三号とし、同条第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条の二中「前四条」を「第二条から前条まで」に改める。

付 則

この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。ただし、第二条各号列記以外の部分及び同条第十四号並びに第五条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

（説明）

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行による外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）の廃止に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。